

DV・ストーカー等の被害を申し出た方の 支援措置に関する情報活用ガイドライン

＜令和5年12月（第4.2版）世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課＞

[1]はじめに(本ガイドライン策定の趣旨)

区では、住民記録の分野をはじめ、福祉、保健、税、教育ほか区の業務全般において膨大な区民の情報を取り扱っている。区民の中には、DV・ストーカー等の被害を受けている方もおり、被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下、支援措置対象者）の安全を守るために現在の住所を申出の相手となる方（以下、相手方）に知られないよう、住民票の写しの交付等を制限する対応（支援措置）がとられている場合がある。

しかしながら、安全を守らなければならない支援措置対象者の住所が相手方に漏れ、他自治体では殺人事件にまで至ってしまったケースもある。こうした支援措置対象者の住所が相手方に漏れる事故は、他自治体だけでなく区においても発生している状況である。

支援措置対象者については、住民票の写しの交付制限等に限らず、区の業務全般においても支援措置対象者の安全を守り、安心して区の相談、サービス提供等を受けられるよう最大限の配慮をしなければならない。様々な業務分野の職員が、支援措置の制度について正しい知識を持つとともに、支援措置対象者への対応の基本ルールや情報活用の仕組みを定め、各業務において支援措置対象者に対して適正に対応することができるよう、本ガイドラインを策定するものである。

[2]支援措置とは

「住民基本台帳上の支援措置制度」とは、「総務省住民基本台帳事務処理要領第5-10」及び「世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、DV・ストーカー等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方の住民票・戸籍附票の請求拒否の決定を行う制度である。

相手方から、支援措置対象者に係る『住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付、住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の請求』があった場合は、住民基本台帳法に基づき、不当な目的が明らかである等として、原則としてこれを拒む。

なお、当制度は住民基本台帳に記載された外国人住民も対象となる。

次の被害を受けている者が支援を求めることができる。

- A) 「DV（ドメスティック・バイオレンス）」の被害
- B) 「ストーカー」の被害
- C) 「児童虐待」の被害
- D) A～Cに準ずるもの DV、ストーカー以外の事由により、自己の生命、身体等に対する重大な被害を受ける可能性があるもの。

※A～Dに該当するケースの詳細については、自治体毎に定めている。世田谷区では、高齢者・障害者虐待や、交際相手からの被害等も対象としている。

※支援措置対象者と同居している方なども支援の対象に含む。

※相手方が支援措置対象者の住所を探索することを目的として住民票の交付請求等を行うことを拒否する制度であることから、申し出の際に相手方に現在の住所を知られている場合は原則として制度の対象とはならないことに留意する。

<申し出の方法>

- ① 「支援措置申出書」を記載する。
- ② 第三者相談機関（警察署、東京都女性相談センター、児童相談所、配偶者暴力相談支援センター、東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等）に、本人がDV等被害の相談を行い、区がその相談事実の確認を書面で行い、申し出を受理する。
- ③ 取扱窓口において、支援措置の決定を行う。決定期間は1年間。
※期間経過後も支援措置の延長を希望する場合は、本人が延長申出を行う。延長申出をしないと、支援措置の扱いは終了する。

- 取扱窓口は10か所。（太子堂・経堂・用賀・二子玉川・烏山出張所、世田谷・北沢・玉川・砧・烏山総合支所区民係）
- 状況に応じて本人の前住所・転出先・本籍地の自治体あてに協力依頼を行う。
- 公用請求、相手方以外の第三者からの正当な請求については制限の対象にならない。

ただし、区長は支援措置対象者の住所が相手方に漏れると認めるときは請求等及び届出を拒むことができる。（条例第7条第2項）

[3]支援措置対象者への対応基本ルール

個人情報の取り扱いについては十分留意した上で、さらに支援措置対象者については、その方の安全を守るため、次の事項を対応の基本ルールとする。

- (1) 支援措置対象者の住所については、原則として本人以外の方には伝えないこととし、相手方に住所が漏れないよう細心の注意を払って取り扱うこと。
- (2) 支援措置対象者について、法令に基づき弁護士等の本人以外の方から住民票その他の住民基本台帳の情報を求められた場合であっても、相手方には住所が漏れないよう、相手方その他支援措置の情報を確認したうえで対応すること。
また、住民基本台帳事務以外の業務において、住所が含まれた情報を求められた場合も同様に、住民記録・戸籍課に支援措置の情報を確認したうえで対応すること。
- (3) 支援措置対象者に対する福祉・保健・教育等の相談業務にあたっては、支援措置対象者の安全を守るため、相手方その他支援措置の情報を住民記録・戸籍課に確認したうえで対応すること。

[4]支援措置制度に係る情報の利用について

(1) 情報利用の考え方について

住民基本台帳法は、「住民に関する事務の処理の基礎とする」ことを目的としている（住民基本台帳法第1条）。このため、住民基本台帳に関する情報を直接住民基本台帳を取り扱う業務以外の業務で利用する場合であっても目的外利用にはあたらない。

支援措置制度は、支援措置対象者の申出の相手方が、住民票の写し等の交付、戸籍の附票の写しの交付制度等を不正に利用して、支援措置対象者の住所を探索することを防止するために、「総務省住民基本台帳事務処理要領第5-10」及び「条例」に基づき支援措置を行うものである。

こうした住民基本台帳の事務処理において取り扱う支援措置に係る情報を必要最小限の範囲で区の業務に利用することも、住民基本台帳法の目的に沿った利用として認められるものである。

(2) 業務システムにおける支援措置情報の反映

ア) 区の業務システムでは、支援措置対象者の情報を連携している。

支援措置対象者の情報を目視により確認を行う場合は、誤りが生じないように、チェックリスト等を用い、①複数名で確認する、②確認した内容を記録する等、十分に注意すること。

イ) バッチにより住民基本台帳のシステムデータを抽出する場合の注意点

各業務における通知や調査等のために対象者をデータ抽出する際に、支援措置対象者を除く必要がある場合は、次の点に留意する。

(システム上のセキュリティの観点から非公開)

ウ) 住民票閲覧台帳、選挙人名簿への連携

(システム上のセキュリティの観点から非公開)

(3) 利用できる情報について

業務システムに情報連携している場合や、基幹システムを参照する場合は、「支援措置の決定の有無、支援開始日、決定した所属（窓口）」が確認できる。これ以外の情報（相手方等、本人の申出状況）を必要とする場合の手続き方法は以下のとおりとする。

ア) 利用できる情報

①申出者の状況 ②相手方氏名 ③支援開始日 ④支援終了予定日

イ) 情報提供の依頼方法

情報提供を必要とする所管課は、「支援措置情報照会書(様式1)」に記載し、所属長の決裁を受けたうえで、住民記録・戸籍課住民記録あて、情報提供を依頼する。

※委託事業者への情報の提供はできない。必要な場合は所管課から請求する。

ウ) 情報提供の流れ



エ) 緊急の場合

緊急の場合も、依頼・提供は文書により行うものとする。ただし、早急に伝達する手段は協議する。

(4) 新たな事業開始時の対応

新たな事業を開始する場合、また業務システムの新規構築及び大規模改修の際は、支援措置情報の取り扱いについて、区政情報課、DX推進担当課、住民記録・戸籍課と必ず、事前調整及び協議を行うこと。

(様式1)

5△△△第 号
令和5年11月 日

総合支所区民課長 あて
地域行政部 住民記録・戸籍課長 あて

〇〇部 〇〇課長 〇〇 〇〇

支援措置情報照会書

下記の者について、支援措置情報の提供を依頼します。

記

1 照会内容

利用目的 (具体的に)	(記入例) 〇〇申請があったため					
対象者	住所	世田谷区 丁目 番 号				
	氏名					
	生年月日	年 月 日	性別	男・女	宛名番号	
担当者	部 課 (係)					
	氏名:	電話:				

提供通知

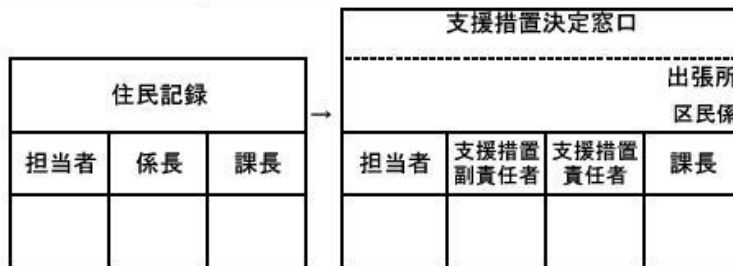
支援措置情報照会依頼所属 あて

_____ 区民課長

回答年月日	情報提供の可否			意見・条件
	可	否	保留	
令和 年 月 日				

以下のとおり、情報を提供する。

①申出者の状況	A)「DV」 B)「ストーカー」 C)「児童虐待」 D)A～Cに準ずるもの
②相手方氏名	
③世田谷区での直近の支援開始日	年 月 日
④支援終了予定日	年 月 日



2023.11

改正

平成 18 年 10 月 24 日 条例 70 号

平成 20 年 6 月 24 日 条例 第 37 号

平成 24 年 12 月 10 日 条例 第 61 号

平成 25 年 12 月 10 日 条例 第 52 号

平成 27 年 10 月 2 日 条例 第 32 号

令和元年 10 月 1 日 条例 第 23 号

世田谷区住民基本台帳事務の適正管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、住民基本台帳に関する事務において、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止するため、住民基本台帳法(昭和 42 年法律第 81 号。以下「法」という。)、住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)、住民基本台帳法施行規則(平成 11 年自治省令第 35 号)、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令(昭和 60 年自治省令第 28 号)、戸籍の附票の写しの交付に関する省令(昭和 60 年法務省・自治省令第 1 号)及び世田谷区住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策に関する条例(平成 14 年 12 月世田谷区条例第 56 号)に定めるもののほか、住民基本台帳に関する事務の適正な管理について必要な事項を定めることにより、個人情報の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 請求等 法第 11 条第 1 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求、法第 11 条の 2 第 1 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧の申出、法第 12 条第 1 項又は第 12 条の 2 第 1 項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の請求、法第 12 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の申出、法第 12 条の 4 第 1 項の規定による住民票の写しの交付の請求、法第 15 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の請求、同条第 3 項又は第 4 項の規定による除票の写し又は除票記載事項証明書の交付の申出、法第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による戸籍の附票の写しの交付の請求、同条第 3 項又は第 4 項の規定による戸籍の附票の写しの交付の申出、法第 21 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の請求及び同条第 3 項又は第 4 項の規定による戸籍の附票の除票の写しの交付の申出をいう。
- (2) 届出 法第 22 条第 1 項の規定による転入の届出、法第 23 条の規定による転居の届出、法第 24 条の規定による転出の届出、法第 24 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の交付を受けている者等に関する届出並びに法第 25 条の規定による世帯等の変更の届出をいう。

(区長の責務)

第3条 区長は、不当な目的による請求等及び虚偽の届出を防止するため、適切な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第4条 住民基本台帳に関する事務に従事する職員は、請求等及び届出を処理するに当たり、個人情報の保護に留意し、不当な目的による請求等及び虚偽の届出の防止に努めなければならない。

(本人確認)

第5条 現に請求等の任に当たっている者は、区長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の規則で定める方法により、当該請求等の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

2 区長は、現に届出の任に当たっている者に対し、規則で定めるところにより、当該届出の任に当たっている者が本人であるかどうかの確認をするため、当該届出の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の規則で定める事項を示す書類の提示若しくは提出又はこれらの事項についての説明を求めるものとする。

(代理権の確認)

第6条 現に請求等の任に当たっている者(法第 11 条第2項第3号及び第 11 条の2第2項第3号に規定する閲覧する者を除く。以下この項において同じ。)が、請求等をする者の代理人であるときその他請求等をする者と異なる者であるときは、当該請求等の任に当たっている者は、区長に対し、規則で定める方法により、請求等をする者の依頼により又は法令の規定により当該請求等の任に当たるものであることを明らかにする書類を提示し、又は提出しなければならない。

2 区長は、現に届出の任に当たっている者が、届出をする者の代理人であるときその他届出をする者と異なる者であるとき(現に届出の任に当たっている者が届出をする者と同じ世帯に属する者であるときを除く。)は、当該届出の任に当たっている者に対し、規則で定めるところにより、届出をする者の依頼により又は法令の規定により当該届出の任に当たるものであることを明らかにするために必要な事項を示す書類の提示若しくは提出又は当該事項についての説明を求めるものとする。

(請求等及び届出の拒否)

第7条 区長は、法第 11 条、第 11 条の2又は第 12 条第6項(法第 12 条の4第6項、第 15 条の4第5項、第 20 条第5項及び第 21 条の3第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用に当たっては、区の住民票、除票、戸籍の附票又は戸籍の附票の除票(以下「住民票等」という。)に記載されている者の基本的人権の尊重に留意しなければならない。

2 区長は、区の住民票等に記載されている者本人からの申出があり、当該本人が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該本人以外の者からの請求等及び届出を拒むことができる。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第1条第2項に規定する被害者又は同法第 28 条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者であって、更なる暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるとき。

(2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成 12 年法律第 81 号)第7条第1項に規定するストーカー行為等の相手方であって、更に反復してストーカー行為等をされるおそれがあるとき。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律(平成 12 年法律第 82 号)第2条に規定する児童虐待を受けた児童であって、再び児童虐待を受けるおそれがあるとき、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるものに準ずるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に当該本人以外の者からの請求等及び届出を拒むことが必要であると認める事情のあるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和5年12月（第4.2版）

世田谷区地域行政部住民記録・戸籍課

（公表版）